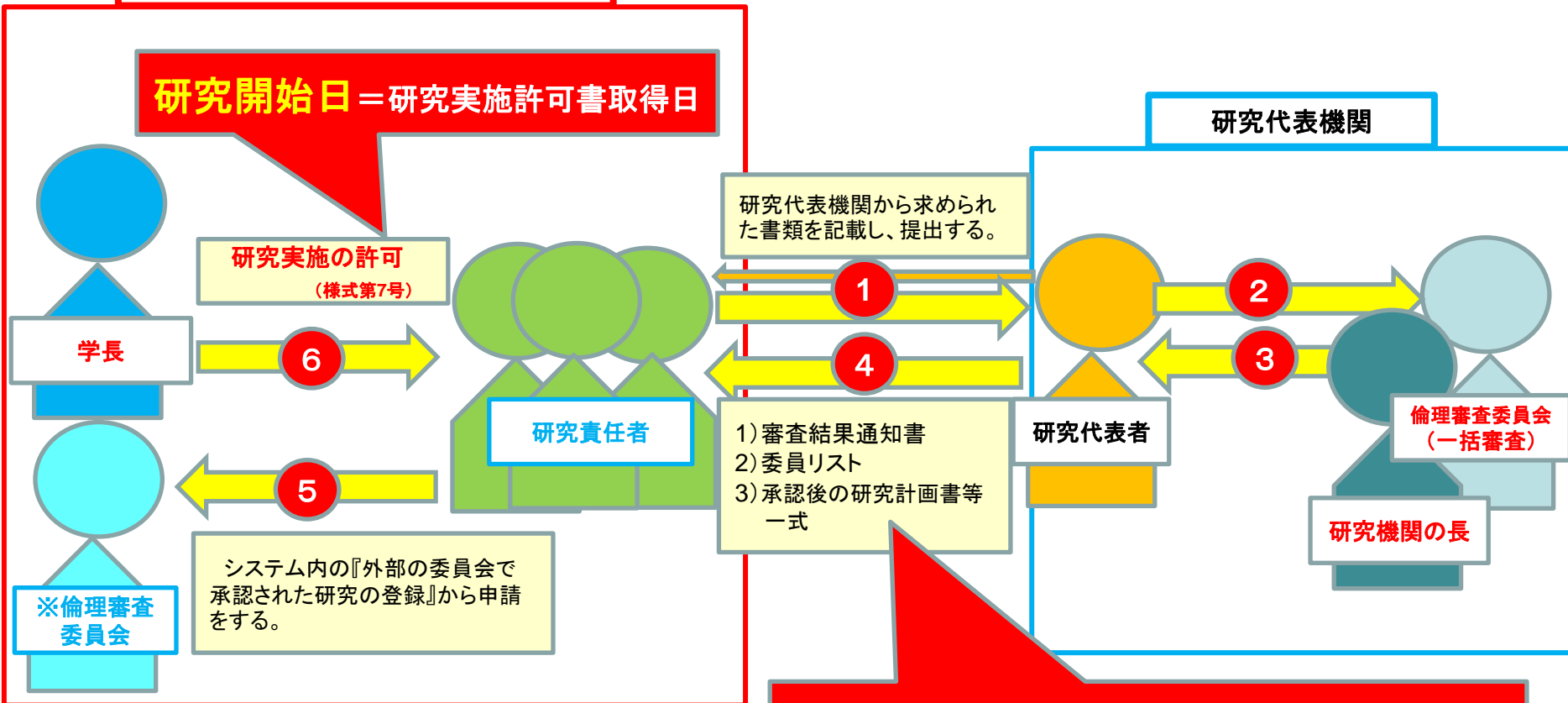


②本学が共同研究機関となる場合

共同研究機関・産業医科大学

研究開始日 = 研究実施許可書取得日



※倫理審査委員会

本学では『大学倫理審査委員会』または『臨床研究審査委員会』のことを指します。

研究代表機関の承認のみでは研究は開始できません。
上記④の書類をシステムより申請し、本学の倫理審査委員会の確認を経て、上記⑥の本学学長の研究実施許可を取得した後に研究が開始できます。

②本学が共同研究機関となる場合の流れ

1

研究責任者
(本学)

研究代表者から求められた書類を記載し、研究代表者(他機関)に提出する。

※注意1： 代表機関に提出する書類は、代表機関により異なります。
研究責任者は、利益相反・教育・研修歴含め、研究者(責任者・分担者)の要件を
満たしているか十分に把握した上で、提出してください。

②③④は研究代表者(他機関)
が行う手続きです。

2

研究代表者
(他機関)

審査委員会に一括審査を依頼する。

3

研究代表者
(他機関)

審査委員会承認後、「審査結果通知書」を受理する。

4

研究代表者
(他機関)

「審査結果通知書」、承認後の研究計画書一式を共同研究機関(本学)に送付し、実施許可取得を依頼する。



※注意2： 本学での研究実施許可は**本学での手続き**が必要です。
許可なしでの研究開始は**重大な倫理指針違反**になります。
本学で研究を開始するには、必ず、次の手続きを行ってください。

5

研究責任者
(本学)

1. 研究代表者から審査結果通知書を取得後、本学倫理審査委員会に申請する。
システム内の『外部の委員会で承認された研究の登録』から申請をする。
基本情報の入力と、④の書類一式を添付する。
2. 本学倫理審査委員会に出席のうえ、研究概要を説明する。

※注意3： 説明文書・同意書や情報公開文書は、一括審査で承認されたものと、本学用に固有の情報(研究責任者名や相談窓口の連絡先等)を書き換え本学で使用するものを添付してください。

※注意4： 研究代表者から審査結果通知書を取得後、システムより申請し、直近の本学倫理審査委員会に出席の上、研究概要の説明をしてください。

本学倫理審査委員会では、研究内容の審査ではなく、一括審査した審査機関がどこの審査機関かなど含め、本学での研究実施可否について審査されます。

本学の倫理審査委員会で研究実施許可について問題ないと判断され、学長からの実施可否通知書が発行されます。

倫理審査委員会で確認事項が発生した場合は、確認・対応をしてください。
確認・対応した内容について承認が得られた後、実施可否通知書が発行されます。

6

研究責任者
(本学)

1. 本学倫理審査委員会で研究実施の可否について確認を行う。
2. 学長からの研究実施許可の通知書が発行される。通知書取得後、研究を開始する。

研究開始日